

質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 北広島管内北地区舗装補修工事

質問事項と回答

| 番号 | 質問事項 | 回答 | 備考 |
|----|---|---|----|
| 1 | 特記仕様書 P7 8-5 週休2日推進工事に要する費用において、土木積算基準第35編第5章機械器具経費の9-2(2)舗装工事及び構造物関係工事によると標準稼働率67%と明記されていますが、本工事において、全ての工種の損料に稼働率67%が適用されるのでしょうか。それとも、舗装工事に該当する工種だけなのでしょうか。例えば切削オーバーレイ工、廃材処理(切削オーバーレイ工用)等は適用し交通規制工は適用しないなど、稼働率適用の有無の工種を提示していただけないでしょうか。 | 本工事においては、全ての工種の損料に稼働率67%が適用されます。 | |
| 2 | R4.土木工事積算基準 第35編 第29章(35-29-1) 舗装修繕工に切削オーバーレイ工(標準施工)の歩掛が掲載されておりません。この切削オーバーレイ工(標準施工)歩掛を使用する場合、第29編(29-9)表8-2に明記されている、標準運転時間昼間5h、夜間4hを使用するのか、若しくは第35編第5章(35-5-1)6.(2)同種、同形式、同施工目的と考え、第29章(35-29-1)の標準運転時間昼間6h、夜間5hを採用するのか、又は第5章(35-5-1)6.(1)の、昼間、夜間とも7hを採用するのか、どのように考えて良いのでしょうか。又は週休2日を考慮した、標準運転時間が別に存在するのでしょうか。 | 本項目につきましては、特記仕様書に記載している作業時間をもとに貴社の施工計画に基づき計上してください。 | |